

新 旧 対 照 表

改正前
埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領
(目的)
第1条 (略)
(適応範囲)
第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第二十六条、同法施行令第二十七条に規定される請負代金額が二千五百万円（建築一式工事にあつては五千万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。
第3～8条 (略)
附 則
この要領は、平成25年3月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。
附 則
この要領は、平成25年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

改正後（案）
埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領
(目的)
第1条 (略)
(適応範囲)
第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第二十六条、同法施行令第二十七条に規定される請負代金額が三千五百万円（建築一式工事にあつては七千万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。
第3～8条 (略)
附 則
この要領は、平成25年3月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。
附 則
この要領は、平成25年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。
<u>附 則</u>
<u>この要領は、平成28年6月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。</u>